

<令和7年度>

政府所有米穀の販売等業務における
入札実施要領

令和7年3月
農林水産省

目 次

第1 業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき業務の質に関する事項	1
第2 実施期間に関する事項	3
第3 入札参加資格に関する事項	4
第4 入札に参加する者の募集に関する事項	8
第5 業務を実施する者を決定するための評価の基準その他業務を実施する者の決定に関する事項	10
第6 業務に関する近年の実施状況に関する情報の開示に関する事項	13
第7 業務実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項	13
第8 業務実施民間事業者が、業務を実施するに当たり、国の行政機関の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他対象業務の適正かつ確実な実施の確保のために契約により業務実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項	14
第9 業務実施民間事業者が業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該業務実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項	21
第10 その他業務の実施に関し必要な事項	21
政府所有米穀の販売等業務企画書	22
別添1 令和7年度政府所有米穀の販売等業務仕様書	25
別添2 近年の実施状況に関する情報の開示	80

政府所有米穀の販売等業務における入札実施要領

第1 業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき業務の質に関する事項

1 業務の実施

政府所有米穀の販売等業務委託契約（以下「委託契約」という。）を締結した受託事業者は、政府所有米穀の販売等業務（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）第29条及び第30条に基づき令和7年度に政府が買入れを行った政府所有米穀（SBS（売買同時契約）方式により輸入された米穀を除く。）のほか農林水産省の指示に基づく政府所有米穀の販売（学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成21年5月20日付け21総食第47号総合食料局長通知）第4の交付に該当する場合にあっては、その交付をいう。以下「販売等」という。）、保管、運送等の一連の業務をいう。以下「本業務」という。）を、食糧法その他の米穀の流通に関する法令（米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第1章I第3の1(1)イに定める法令をいう。以下同じ。）のほか、別添1「業務仕様書」に即して作成された業務方法書に基づき実施する。

2 業務の内容

本業務の内容は次のとおりとし、その詳細な内容は、別添1「業務仕様書」によるものとする。

- (1) 政府所有米穀の販売等
- (2) 政府所有米穀の保管
- (3) 政府所有米穀の運送
- (4) 政府所有米穀の販売等に伴い必要となる次の業務
 - ① 販売等を行う前のカビ確認及びカビ毒検査
 - ② とう精
 - ③ 精米形態で保管する米穀（以下「備蓄用精米」という。）に係るとう精・無洗米加工・袋詰め（以下「備蓄用精米加工」という。）
 - ④ 学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成21年5月20日付け21総食第47号総合食料局長通知）第3の1に定める交付対象者（同要領第3の2に該当する者を除く。）への発送荷役
- (5) 政府所有米穀の品質管理
- (6) 販売等を行うことができない米穀及び空包装等の処理
- (7) カネミ油症患者（カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律（平成24年法律第82号）第2条第3項に規定するカネミ油症患者をいう。）に関する施策の総合的な推進に関する措置
- (8) 実施状況の確認
- (9) 情報の管理（本業務に係る農林水産省への報告を含む。）

3 本業務の質に関する事項

本業務の実施に当たり達成すべき質は、次のとおりとする。

(1) 政府所有米穀の安全の確保等

本業務の実施に当たっては、以下により、政府所有米穀の安全の確保を図るとともに、当該米穀を円滑かつ安定的に販売等を行うことに留意すること。

① 政府所有米穀の安全の確保

ア 政府所有米穀の品質を確保するため、当該米穀の保管その他の管理に万全を期すとともに、政府所有米穀の販売等を行う前にカビ確認及びカビ毒検査を行うことにより、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）等の基準に適合する米穀の販売等を行うこと。

イ 米穀に品質の変化その他の異常を発見した場合は、直ちに被害拡大の防止措置及び再発防止策等が講じられること。

② 政府所有米穀の適正な流通の確保

米穀の流通に関する法令の規定を遵守するほか、本業務を適正かつ確実に実施すること。

③ 備蓄の適正な運営の確保

米穀の著しい生産量の減少等による不測の事態等において、農林水産省からの指示を踏まえ政府所有米穀を安定的に供給できること。

④ その他各業務において確保すべき質

その他各業務において確保すべき質は、別添 1 「業務仕様書」において定める内容とする。

(2) 創意工夫の発揮

受託事業体は、本業務の実施期間中、(1)の質を確保することを前提として創意工夫を行い、本業務の更なる効率化、経費の削減等に努めるものとする。

4 委託費の支払方法

- (1) 受託事業体は、本業務の実施期間中、農林水産省による検査又は監督により、本業務の履行状況が委託契約の内容に適合するものであると確認された場合は、政府所有米穀の販売等業務委託契約書付録（以下「契約書付録」という。）に定める委託費（以下「委託費」という。）について、月ごとに取りまとめて、翌月の末日までに農林水産省に請求する。

ただし、3月分の委託費及び販売等に至らなかった政府所有米穀の管理に要する手数料（以下「物品管理手数料」という。）の請求については、農林水産省が別途指示する翌年度4月の日までに請求する。

なお、当該請求は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 57 条の 4 第 1 項各号に掲げる事項を記載した請求書によるものとする。

(2) 委託費の内訳

- ① 取扱手数料（政府所有米穀の販売等を行うに当たっての手数料及び物品管理手数料をいう。以下同じ。）については、販売等を行った月ごとの政府所

有米穀の数量と政府所有米穀の年度末在庫数量の合計数量に第5の2(2)②の入札単価（落札単価）を乗じて得た金額を支払うものとする。

② 保管経費（政府所有米穀の保管及び倉庫荷役に係る経費をいう。以下同じ。）については、保管期（暦日によって、1日から10日まで、11日から20日まで、21日からその月の月末までをそれぞれ1期とする。以下同じ。）における政府所有米穀の前期からの繰越数量と入庫数量（業務実施者（受託事業者その他販売等業務に従事する者をいう。以下同じ。）が政府所有米穀を保管する倉庫から、同一の期内に当該業務実施者が管理する別の倉庫へ移動（農産局長の指示その他正当な理由による移動を除く。）した数量を除く。）の合計数量に、第5の2(2)②の入札単価（落札単価）を乗じて得た金額を支払うものとする。

③ 運送経費（政府所有米穀の運送に係る発地から着地までの運賃の他、庫入庫出料、バラ化経費その他一切の料金を含んだものをいう。以下同じ。）については、加工原材料用及び飼料用に販売するために運送した政府所有米穀の数量に、第5の2(2)②の加工原材料用及び飼料用それぞれの入札単価（落札単価）を乗じて得た金額を支払うものとする。

④ 政府所有米穀の保管（カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する措置に係るものに限る。）、運送（農林水産省が指示するものに限る。）、販売等に伴い必要となる業務（2(4)に掲げる業務をいう。以下「販売必要業務」という。）、販売等を行うことができない米穀及び空包装等の処理並びに実施状況の確認に係る経費については、契約書付録に定める単価を乗じて得た金額を支払うものとする。

(3) 農林水産省は、(1)に基づき受託事業者から適法な請求を受けた日から30日以内に、委託費を支払う。

(4) 農林水産省は、(3)により支払われた委託費について過払又は不足払があった場合は、その金額その他必要な事項を確認した上で、受託事業者への納入告知書の交付又は委託費の支払を行う。

5 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により受託事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、次の各号のいずれかに該当する場合には農林水産省が負担し、それ以外の法令変更については受託事業者が負担する。

(1) 本業務に典型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設

(2) 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

(3) 上記(1)及び(2)のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

第2 実施期間に関する事項

本業務の実施期間は、令和7年度中の契約締結日から令和11年3月31日まで

とする。

第3 入札参加資格に関する事項

- 1 入札に参加する資格を有する者（共同企業体（複数の企業が本業務を実施することを目的として形成する事業組織体をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の全ての条件を満たす者とする。
 - (1) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「公共サービス改革法」という。）第 15 条において準用する公共サービス改革法第 10 条第 1 号から第 11 号までに該当しない者であること。これらの規定の適用に当たっては、同法同条中「官民競争入札対象公共サービス」は「本業務」と、「公共サービス実施民間事業者」は「者」と読み替えるものとし、同法同条第 1 号の適用に当たっては、同号中の総務省令も適用があるものとする。
 - (2) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定により一般競争入札に参加させることができない者に該当しないこと。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条に規定する「特別な理由がある場合」に該当する。
 - (3) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
 - (4) 令和 07・08・09 年度農林水産省競争参加資格審査（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で「A」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
 - (5) 食料安定供給特別会計（食糧管理勘定）事業用物品競争契約指名停止等措置要領（平成 23 年 9 月 1 日付け 23 生産第 4314 号生産局長通知）及び食料安定供給特別会計（食糧管理勘定）に係る物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成 23 年 9 月 1 日付け 23 生産第 4315 号生産局長通知）に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (6) 食糧法第 47 条第 2 項に規定する届出事業者であること。
 - (7) 米穀の出荷又は販売等の業務に 3 年以上従事した経験を有する役職員及び倉庫業法（昭和 31 年法律第 121 号）第 11 条に定める倉庫管理主任者として米穀の保管管理業務に従事した経験を有する役職員を主たる事務所にそれぞれ 1 名以上配し、本業務に専従させることができること。
 - (8) 米穀の保管業務、運送業務、販売必要業務並びに販売等を行うことができない米穀及び空包装等の処理業務（以下「保管運送等業務」という。）について、それぞれ次に掲げる者であること。なお、政府所有米穀の保管運送等業務の全部又は一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することとしている場合（再委託先以降が更に委託する場合を含む。）は、その業務について、それぞれ次に掲げる者に委託することを明らかにしていること。

- ① 保管業務
倉庫業法の規定に基づき国土交通大臣の行う登録を受けている者、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）の規定に基づき保管を行う者又は中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）の規定に基づき保管を行う者
- ② 運送業務
貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）に規定する一般貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）に規定する貨物利用運送事業者
- ③ 販売必要業務
 - ア カビ確認及びカビ毒検査
別添 1「業務仕様書」第 6 章第 4 節第 1 の 1 (1)に定める体制が整備されている者
 - イ とう精
別添 1「業務仕様書」別紙 6 の 1 に定める要件を満たす工場を所有し、米穀を適切にとう精・管理できる者
 - ウ 備蓄用精米加工
別添 1「業務仕様書」別紙 7 の 1 に定める要件を満たす工場を所有し、備蓄用精米を適切に製造・管理できる者
 - エ 学校給食用等政府備蓄米交付要領第 3 の 1 に定める交付対象者（同要領第 3 の 2 に該当する者を除く。）への発送荷役
別添 1「業務仕様書」第 6 章第 4 節第 4 に即し、学校給食用等政府備蓄米交付要領第 3 の 1 に定める交付対象者（同要領第 3 の 2 に該当する者を除く。）への発送荷役を適切に実施できる者
- ④ 販売等を行うことができない米穀及び空包装等の処理業務
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条に規定する一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は同法第 14 条に規定する産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者
- (9) 政府所有米穀の保管運送等業務について、
 - ① 入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）ごとの取扱予定数量の 30%を超えて
 - ② 政府所有米穀の保管運送等業務を再委託することにより農林水産省が受託事業体に支払うこととなる保管等経費（委託費から取扱手数料を除いた経費をいう。）の総額の 30%を超える額について
再委託先（再委託先以降が更に委託する相手先を含む。）との間で、互いに、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（平成 18 年政令第 228 号）第 3 条に定める特定支配関係を有していないこと。
- (10) 米穀の販売実績（4 千トン／年（直近年又は直近 3 カ年平均）以上）及び全国における需要に応じた政府所有米穀の販売等を行う拠点又は販売網を有すること。
- (11) 日本において設立された法人であって、自己資本額及び銀行等の融資証明を得て

いる額の合計が10億円以上であること。

- (12) コンプライアンス体制並びに別添1「業務仕様書」第6章第9節第1の実績報告及び情報の提供について電子媒体により実施することができる情報管理システムが整備されていること。
- (13) 入札参加者又はその役員が米穀の流通に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられた場合は、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。
- (14) 入札参加者の親会社等（公共サービス改革法第10条第9号に規定する親会社等をいう。）が前号に該当しないこと。
- (15) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、その状態が継続している者でないこと。
- (16) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (17) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

2 入札に参加する資格を有する共同企業体は、次の全ての条件を満たすものとする。

- (1) 共同企業体の構成員のいずれかが、1(6)から(8)まで及び(10)の条件を満たしていること。
- (2) 共同企業体の構成員全てが日本において設立された法人であって、構成員の自己資本額及び銀行等の融資証明を得ている額の合計が10億円以上であること。
- (3) 共同企業体の構成員の全てが、1(1)から(5)まで、(9)及び(12)から(17)までの条件を満たしていること。この場合、(13)及び(14)中「入札参加者」とあるのは、「共同企業体の構成員」と読み替えるものとする。
- (4) 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として、又は単独で、本入札に参加する者でないこと。

3 共同企業体を組織するに当たっては、これを組織しようとする企業等は、次の事項を規定した共同企業体協定書により、協定を締結するものとする。

なお、共同企業体の構成員となる企業等は、本業務の実施に関し、瑕疵があった場合における構成員間の責任分担に関する事項及び業務遂行に伴う損害賠償に関する事項についてあらかじめ合意を形成するとともに、請求手続等に関する覚書を取り交わさなければならない。

- (1) 目的
共同企業体の構成員が、本業務を共同連帯して営む旨を規定すること。
- (2) 共同企業体の名称
- (3) 主たる事務所の所在地
- (4) 成立及び解散の時期

委託契約を締結した日から当該契約の終了後3ヶ月を経過した日までの間は、解散しないこと。

(5) 構成員の住所及び名称

(6) 代表者の名称

(7) 代表者の権限

代表者は、本業務の実施に関し、共同企業体を代表し、委託費の請求及び受領並びに共同企業体に属する財産を管理する権限を有すること。

(8) 運営委員会

構成員全員をもって、共同企業体の運営において基本的かつ重要な事項を協議の上決定する運営委員会を設けること。

(9) 構成員の責任

構成員は、委託契約の履行その他の業務の実施に伴い共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。

(10) 区分経理

共同企業体の本業務に係る収入支出について、明確に区分して経理すること。

(11) 権利義務の譲渡の制限

本業務に係る権利義務は他人に譲渡することができないこと。

(12) 構成員の加入に関する規定

新たに構成員を加入させようとする場合は、農林水産省及び構成員全員の承認がなければ、加入させることができないこと。

(13) 構成員の脱退、破産又は解散に対する処置

構成員のうちいずれかが脱退、破産又は解散した場合は、他の構成員が共同連帯して本業務を実施すること。

(14) 代表者の変更

代表者が脱退、破産若しくは解散した場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合は、農林水産省の承認を得た上で、従前の代表者に代えて、他の構成員のいずれかを代表者とする事。

(15) 解散後の瑕疵担保責任

共同企業体が解散した後においても、本業務の実施に関し、瑕疵があった場合は、各構成員は共同連帯してその責に任ずること。

(16) 協定書に定めのない事項

協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めること。

(17) その他

(1)から(16)までのほか、その他共同企業体の運営に必要な次の規則を備えていること。

① 運営委員会規則（運営委員会の下に設置される業務実施に関する基本的な事項を協議決定する委員会、専門的事項を協議決定する委員会、監査委員会等に係る規則を含む。）

② 共同企業体の会計に関する事項、委託費の請求及び受領に関する事項、再

- 委託に係る料金の支払に関する事項等を規定する経理規則
- ③ その他共同企業体の運営に必要な規則

第4 入札に参加する者の募集に関する事項

1 入札の実施手続及びスケジュール

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 入札公告 | 令和7年3月中旬 |
| (2) 入札説明会 | 令和7年3月下旬 |
| (3) 入札等に関する質疑応答 | 令和7年3月下旬 |
| (4) 入札書類の提出期限 | 令和7年4月中旬 |
| (5) 入札書類の審査 | 令和7年4月中旬 |
| (6) 入札（開札） | 令和7年4月中旬 |
| (7) 落札者の決定 | 令和7年4月下旬頃 |
| (8) 契約締結 | 令和7年4月末から5月上旬頃 |

2 入札実施手続

(1) 提出書類

入札参加者は、次の書類を提出するものとする。なお、次の書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

- ① 本業務の実施に係る第5の2(2)②の入札単価及び同⑤の外国産米穀（政府所有米穀に限る。以下同じ。）の取扱希望数量を記載した書類（以下「入札書」という。）
- ② 入札資格審査のための業務実施の具体的な方法、業務の質を確保する方法等に関する書類（以下「企画書」という。）
- ③ その他審査に必要な書類（以下「審査書類」という。）

(2) 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書は、次の事項を記載すること。

- ① 政府所有米穀の保管運送等業務及び販売等に係る実施体制に関する計画【様式1】

ア 政府所有米穀の保管運送等業務に関する計画

政府所有米穀の保管運送等業務を自ら実施する場合は、政府所有米穀の保管運送等業務を実施するに際しての体制図を記載するとともに、参加資格を証する書類を添付する。なお、政府所有米穀の保管運送等業務の全部又は一部を再委託することとしている場合は、再委託先が実施する政府所有米穀の保管運送等業務について、関係図を記載すること。

イ 政府所有米穀の販売等に係る実施体制の整備に関する計画

政府所有米穀の販売等に当たっての体制図（全国を網羅する販売等の拠点又は販売網）を記載すること。

- ② 業務実績【様式2】

米穀の販売等、保管及び運送業務の過去3年間の実績を記載し、直前1年間の業務実績を証する書類を添付すること。

ただし、政府所有米穀の保管及び運送業務の全部を再委託する場合は、米穀の販売業務のみ実績を記載すること。

③ 再委託に関する事項【様式3】

政府所有米穀の保管運送等業務の全部又は一部を再委託する場合は、再委託に関する事項（再委託先の住所及び名称、特定支配関係の有無、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに再委託先からの業務に関する報告徴収その他再委託先の業務を管理する方法）について記載すること。

ただし、委託契約締結後、企画書に記載した者以外の者に再委託を行う場合は、再委託する事項を明らかにした上で農林水産省の承認を受けることとする。また、承認を得た内容を変更しようとする場合も同様に、変更内容を明らかにした上で農林水産省の承認を得ることとする。

(3) 審査書類

① 共同企業体以外の場合

ア 入札参加者の令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格審査（全省庁統一資格）の「資格審査結果通知書」の写し

イ 会社概要（組織図が含まれているもの）

ウ 定款

エ 登記事項証明書（発行日から受付到着まで3ヶ月以内のものに限る。）

オ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成7年農林水産省令第17号）第27条第2項又は第5項に規定する届出書の写し等

カ 米穀の出荷又は販売等の業務に3年以上従事した経験を有する役職員及び倉庫業法第11条に定める倉庫管理主任者として米穀の保管管理業務に従事した経験を有する役職員の履歴書

キ 政府所有米穀の保管運送等業務のうち自ら行うものについては、米穀の保管及び運送業務の実績を証明する書類

ク 貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書

ケ 銀行等の融資証明書（自己資本額が10億円未満の者に限る。）

コ コンプライアンス体制の整備に関する文書

サ 国際標準化機構 ISO27001 の認証若しくは一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークの使用許諾を受けていることを証明する書類又はこれらと同等の情報セキュリティシステムを確立していることを証明する書類

シ 入札参加者又はその役員が第3の1(2)、(3)、(5)、(9)及び(13)から(15)までの条件を満たすことを誓約する書類

ス 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（発行日から受付到着まで3ヶ月以内のものに限る。）

セ 社会保険料納入証明書等（直近1年分の社会保険料に係る納入状況がわ

かるもの)

② 共同企業体の場合

ア 共同企業体協定書の写し

イ 共同企業体の構成員の銀行等の融資証明書（共同企業体の構成員の自己資本額の合計が10億円未満の場合に限る。）

ウ 共同企業体の全ての構成員の①のアからエまで、ク及びコからセまでの書類

エ 共同企業体のいずれかの構成員の①のオからキまでの書類

(4) 開札に当たっての留意事項

① 開札には、入札参加者又はその代理人が立ち会うものとする。ただし、入札参加者が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない農林水産省職員を立ち会わせて開札する。

② 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後に開札場所に入場することはできない。

③ 入札参加者又はその代理人は、開札場所に入場しようとする場合は、農林水産省職員の求めに応じ、競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は代理人にあつては入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

④ 入札参加者又はその代理人は、農林水産省職員により開札手続の終了を告げられるまで、又は農林水産省職員の許可があるまで開札場所からの退出はできない。なお、上記によらず開札場所を退出した場合は、辞退したものとみなす。

(5) 契約の締結

落札者決定後、当該落札者は、契約書により本業務に係る契約を締結するとともに、業務開始に向けた引継ぎ等に係る調整を開始する。

第5 業務を実施する者を決定するための評価の基準その他業務を実施する者の決定に関する事項

落札者の決定は、一般競争入札により行うものとする。

また、農林水産省が委託しようとする外国産米穀の数量に達するまで、特別会計に関する法律施行令（平成19年政令第124号）第19条第4項の規定に基づき落札者を複数選定するものとする。

1 入札参加資格の有無の評価

入札参加資格の有無の評価においては、入札参加者から提出された企画書に記載された内容及び審査書類等により、入札参加資格を満たしていることを確認し、1つでも満たしていない場合は失格とする。

2 落札者決定に当たっての方法

(1) 落札者の決定方法

入札書に記載する単価を次の算式で算出した価格（(2)②の取扱手数料、保管経費、加工原材料用運送経費及び飼料用運送経費それぞれの単価が予定価格の範囲内のものに限る。）の低い者から順次、当該者の外国産米穀の取扱希望数量の和が外国産米穀の委託予定数量（60万トン）に達するまで落札者として決定する。ただし、第3に規定する入札参加資格を満たしていないことが確認された者については、落札者としなない。

【算式】

保管経費入札単価（円／期・トン）×20万トン（国内産米穀保管予定数量）×111期^{※1}（契約期間の保管期数）×22万トン/60万トン（取扱希望数量上限／外国産米穀の販売予定数量）＋取扱手数料入札単価（円／トン）×44万トン^{※2}＋加工原材料用運送経費入札単価（円／トン）×4万トン^{※3}＋飼料用運送経費入札単価（円／トン）×18万トン^{※4}＝落札者決定に用いる価格

※1 「111期」は、国内産米穀（20万トン）について、令和8年3月1日から保管を開始し、令和11年3月31日まで保管し続けることを前提とした保管期の数である。

※2 [外国産米穀（60万トン）の販売予定数量＋（20万トン（国内産米穀保管予定数量）×3年間（国内産米穀の保管期間））]×22万トン/60万トン（取扱希望数量上限／外国産米穀の販売予定数量）

※3 外国産米穀の販売予定数量（60万トン）×加工原材料用販売予定割合（20%）×22万トン/60万トン（取扱希望数量上限／外国産米穀の販売予定数量）

※4 外国産米穀の販売予定数量（60万トン）×飼料用販売予定割合（80%）×22万トン/60万トン（取扱希望数量上限／外国産米穀の販売予定数量）

(2) 留意事項

- ① 落札者が決定した場合は、入札参加者全員に遅滞なく通知するとともに、落札者の名称、委託費の限度額、落札者決定の理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要を公表する。
- ② 入札書に記載する単価は、取扱手数料単価（円／トン）（販売等又は管理を行うに当たっての事務費、人件費等を含む。）、政府所有米穀を保管する場合の保管経費単価（円／期・トン）並びに政府所有米穀を加工原材料用及び飼料用に販売するためのそれぞれの運送経費単価（円／トン）とする。
- ③ 政府所有米穀の保管運送等業務の全部又は一部を再委託することとしている場合（再委託先以降が更に委託する場合を含む。）は、再委託先からの見積金額を考慮した単価を入札書に記載するものとする。
- ④ 加工原材料用の運送経費単価は、契約書付録の運送経費に記載した庫出料を含めた単価、また、飼料用の運送経費単価は、契約書付録の運送経費に記載した庫出料及びバラ化経費を含めた単価を入札書に記載するものとする。

また、落札者が運送業務を再委託する場合は、加工原材料用は契約書付録の運送経費に記載した庫出料の単価、また、飼料用は契約書付録の運送経費に記載した庫出料及びバラ化経費の単価を下回らない価格で再委託先（再委

託先以降が更に委託する相手先を含む。)に支払うものとする。

- ⑤ 入札書に記載する外国産米穀の取扱希望数量は、22万トン以下とする。また、外国産米穀の取扱希望数量と併せて、当該取扱希望数量の2割以上で、1千トンを単位として、当該取扱希望数量のうち加工原材料用の用途に販売する予定数量を記載する。
- ⑥ 落札者決定に用いる価格が同価格である者が2者以上ある場合は、外国産米穀の取扱希望数量の多い者を先順位とし、当該取扱希望数量が同一である場合は、くじでその順位を決定する。
- ⑦ 最後の順位の落札者の外国産米穀の取扱希望数量が他の落札者の外国産米穀の取扱希望数量と合計して外国産米穀の委託予定数量を超える場合は、その超える数量については、落札がないものとする。この場合、加工原材料用の用途に販売する予定数量については、外国産米穀の取扱希望数量との比率を維持しつつ、変更されるものとする。
- ⑧ 予定価格の範囲内の取扱手数料単価、保管経費単価、加工原材料用運送経費単価及び飼料用運送経費単価を提示した入札参加者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、落札者としがないことがある。
 - ア 提示した取扱手数料単価、保管経費単価、加工原材料用運送経費単価及び飼料用運送経費単価がそれぞれの予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合又は、当該入札参加者による本業務の実施状況の確認その他の本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合。
 - イ 当該入札参加者と契約を結ぶことが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められる場合。
- ⑨ ⑧の規定を適用するため、農林水産省は、落札者の決定を保留し、入札価格の設定理由等について、調査を行った上で落札者とするか判断することがある。この場合、入札参加者は、調査に協力するものとする。

3 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて

- (1) 入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- (2) (1)の結果、落札者となるべき者がいない場合は、予決令第99条の2の規定に基づき契約を締結する。
- (3) (1)の結果、落札者が2者以下である場合、落札数量が委託数量に達しない場合又は落札者のうち契約を結ばない者がある場合は、予決令第99条の3の規定に基づき委託数量に達するまで最低落札単価の制限内で契約を締結する。

4 本業務に係る米穀の決定

- (1) 外国産米穀
 - ① 2(2)⑤により決定した外国産米穀の取扱希望数量を落札者ごとの外国産米穀の取扱予定数量として決定する。

なお、外国産米穀の取扱予定数量は、農林水産省による外国産米穀の輸入状況等により、変動する場合がある。

- ② 落札者は、①の取扱予定数量を上限として、外国産米穀の需要地等に倉庫を確保し、入庫される輸入予定米穀に係る本業務を受託する。

(2) 国内産米穀

- ① 国内産米穀の委託予定数量（20万玄米トン）について、落札者ごとの外国産米穀の取扱予定数量の割合に応じて数量を決定する。

なお、国内産米穀の委託予定数量は、農林水産省による国内産米穀の買入状況等により、変動する場合がある。

- ② 落札者は、落札者決定に用いる価格が低い者から順次、①で決定した数量を上限として農林水産省が国内産米穀に係る買入契約を締結した者（以下「政府買入契約者」という。）を1者ずつ選択し、全ての政府買入契約者がいずれかの落札者に選択されるまで上記手順を繰り返す。

なお、政府買入契約者の契約数量が①で決定した数量を超える場合は、農林水産省がその契約数量を分割し、落札者は、当該分割した区分ごとに選択するものとする。

また、政府買入契約者の契約数量が300トン未満の場合は、農林水産省が政府買入契約者の住所地の都道府県ごとに区分し、落札者は、当該区分ごとに選択する。

- ③ 落札者は、②で選択した政府買入契約者から令和7年度に農林水産省が買入れる国内産米穀に係る本業務を受託する。

また、落札者は、受託する国内産米穀の倉庫の選定に当たって、政府買入契約者の負担を考慮し、原則、政府買入契約者の住所地の都道府県で引渡しを受けるものとする。

- ④ 落札者は、国内産米穀のカビ確認及びカビ毒検査を行う場合、原則、政府買入契約者から国内産米穀の引渡しを受けた保管倉庫において実施するものとする。

- (3) なお、上記以外の農林水産省が指定する外国産米穀及び国内産米穀については、農林水産省が指定する区分ごとに選択した米穀に係る本業務を落札者が受託する。

第6 業務に関する近年の実施状況に関する情報の開示に関する事項

近年の実施状況に関する情報は、別添2のとおり。

第7 業務実施民間事業者を使用させることができる国有財産に関する事項

受託事業者その他本業務に従事する者（政府所有米穀の保管運送等業務の一部について、再委託を受けた者をいう。以下同じ。）は、政府所有米麦情報管理システム運用要領（平成19年3月30日付け18総合第1845号総合食料局長通知）

別紙に定める政府所有米麦情報管理システム利用規約に従い本業務に係る情報管理のために政府所有米麦情報管理システム（以下「政府システム」という。）を利用することができる。

この場合、政府システムの操作について、農林水産省の指示に従うものとする。

第8 業務実施民間事業者が、業務を実施するに当たり、国の行政機関の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他業務の適正かつ確実な実施の確保のために契約により業務実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項

1 実績報告及び情報の提供

- (1) 受託事業者は、本業務の実施により作成された別添1「業務仕様書」別紙10「報告書一覧表」に掲げる各種報告書（以下「報告書」という。）を整理し農林水産省に報告するとともに、報告内容をデータ化して電子媒体により農林水産省に提出する。
- (2) 受託事業者は、報告書のほか、農林水産省が別途指示する情報をデータ化して電子媒体により農林水産省に提出する。

2 検査

農林水産省は、報告書の提出を受けた場合は、遅滞なく、受託事業者の本業務の履行状況が委託契約の内容に適合するものであるかどうかについて、報告書その他の関係書類又は実地による検査を実施する。

3 本業務に係る報告徴収及び調査

本業務の実施状況その他必要な事項に関する報告徴収及び調査については、次のとおりとする。

(1) 報告徴収

農林水産省は、原則として毎月受託事業者に対し、本業務が適正に実施されているかどうかの報告を求める。

ただし、特に必要があると認める場合は、随時、報告を求めることができる。

(2) 受託事業者への調査

農林水産省は、別添1「業務仕様書」に定める保存義務のある書類の保存状況、記載内容の適正性等を確認するため、原則として年に一回、受託事業者の主たる事務所等（本業務を実施するものに限る。）における調査を行う。

(3) 受託事業者その他本業務に従事する者への実地調査

農林水産省又は別添1「業務仕様書」第6章第8節第4の2に基づき選定され、同節第5に基づき受託事業者と契約を締結した第三者機関は、随時、受託事業者その他本業務に従事する者に対して、本業務が適正かつ確実に実施されているかどうかを確認するため、調査を行う。

4 業務改善命令

農林水産省は、3の報告徴収又は調査の結果、委託契約に違反している場合、別添1「業務仕様書」及び業務方法書によらないで本業務を行っている場合その他本業務について改善の必要があると認める場合は、受託事業体に対し、必要な措置を命ずることができる。

5 その他監督措置

農林水産省は、本業務の適正な履行を確保するため、農林水産省の職員に対し、立会い等による監督を命ずることができる。なお、受託事業体及びその他本業務に従事する者は、当該職員が行う立会い等による監督に協力しなければならない。

6 秘密の保持

受託事業体は、本業務に関して農林水産省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報その他の業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずるものとする。

7 契約に基づき受託事業体が講ずべき措置

受託事業体は、第1の2に規定する業務のほか、次に定める事項について措置するものとする。

(1) 業務の開始及び中止

① 受託事業体は、委託契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

② 受託事業体は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとする場合は、あらかじめ農林水産省の承認を受けなければならない。

(2) 公正な取扱い

受託事業体は、本業務の実施に当たって、政府所有米穀の買受資格者を合理的な理由なく区別してはならない。

(3) 金品等の授受の禁止

受託事業体その他本業務に従事する者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。ただし、受託事業体が政府所有米穀の販売代金を受け取る場合、又は受託事業体その他本業務に従事する者が本業務の実施に係る経費を支払う場合若しくは本業務の実施に伴い発生した違約金等を受け取り、若しくは支払う場合はこの限りでない。

(4) 宣伝行為の禁止

受託事業体その他本業務に従事する者は、本業務の実施に当たって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。

受託事業体その他本業務に従事する者は、本業務の実施の事実をもって、第

三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

(5) 法令の遵守

受託事業体その他本業務に従事する者は、本業務を実施するに当たり、適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

(6) 記録・帳簿書類等

受託事業体その他本業務に従事する者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(7) 権利の譲渡

受託事業体は、原則として本契約に基づき生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(8) 権利義務の帰属等

- ① 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触する場合は、受託事業体は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。
- ② 受託事業体は、本業務の実施状況を公表しようとする場合は、あらかじめ、農林水産省の承認を受けなければならない。

(9) 再委託の取扱い

- ① 受託事業体は、本業務の総合的な企画及び政府所有米穀の販売等（政府所有米穀の買受人からの販売代金の回収業務を除く。）並びにこれらに付帯する業務の実施を再委託してはならない。
- ② 受託事業体は、政府所有米穀の保管運送等業務を再委託する場合は、あらかじめ農林水産省の承認を得なければならない。ただし、再委託する業務について、受託事業体が再委託先に支払う金額の総額が年間100万円以下である場合は、この限りでない。

なお、受託事業体は、政府所有米穀の保管運送等業務を再委託する場合は、それぞれ第3の1(8)に掲げる者に限り、これを再委託の相手方とすることができる。

(10) 政府所有米穀の亡失、損傷等に係る損害賠償

- ① 受託事業体は、政府所有米穀の亡失、損傷（カビ状異物又はカビ毒の混入、水濡れ、鼠害等により、食用又は飼料用として販売等を行うことができなくなったことをいう。以下同じ。）、量目欠減（正味重量が管理量目を下回ることをいう。以下同じ。）その他契約不履行により農林水産省に損害を及ぼした場合は、農林水産省に対し、賠償の責めを負わなければならない。ただし、受託事業体が善良なる管理者の注意を怠らなかつたことを立証した場合は、この限りでない。
- ② 受託事業体が支払う損害賠償金の額は、次に掲げる場合ごとに定める額とする。

ア 政府所有米穀の亡失、損傷若しくは量目欠減等により農林水産省に損害を及ぼした場合又はとう精若しくは備蓄用精米加工において別添1「業務仕様書」第6章第4節の第2の2(1)の規格及び第3の2(1)の要件に適合

しないものが発生した場合 付録に定める寄託申込価格に亡失、損傷、又は量目欠減相当量等に係る数量を乗じて算出した額

イ ア以外の場合 農林水産省が別途定める額

- ③ 火災保険の対象となる事故により政府所有米穀の亡失、損傷等が生じ、農林水産省に損害を及ぼした場合は、受託事業体は、②の規定にかかわらず、②アに定める額と保険者から徴収した保険金の全額相当額のいずれか高額を、農林水産省に支払うものとする。
- ④ 受託事業体は、鼠害による損害を補償する損害保険の対象となる事故により保険者から領収した保険金の全額を、当該政府所有米穀に係る損害賠償又は廃棄費用に充当する。この場合において、受託事業体が業務を再委託しているときは、当該保険金の金額分について再委託先（再委託先以降が更に委託する相手先を含む。）への求償権を放棄する。
- ⑤ 農林水産省は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、農林水産省から受託事業体に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済みの違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。
- ⑥ ①から④までの規定に基づき受託事業体が農林水産省に対して損害賠償金の全額を支払った場合においても、政府所有米穀の所有権は農林水産省に留保されるものとする。

(11) 政府所有米穀の販売等又は引渡しに係る違約金

- ① 受託事業体は、政府所有米穀の販売等又は引渡しにおいて、別添1「業務仕様書」の規定に違反した場合は、当該違反に係る数量に次に掲げる場合ごとに定める額を乗じて得た額を、違約金として農林水産省が指定する期日までに支払わなければならない。

ア 米穀の需給、政府所有米穀の安全の確保又は政府所有米穀の適正な流通に重大な影響を及ぼしたと農林水産省が認めた場合 当該違反に係る政府所有米穀の販売価格

イ ア以外の場合 当該事実の発生時における当該政府所有米穀の販売価格に100分の30を乗じた額

- ② 受託事業体は、第8の4に基づく業務改善命令に従わなかった場合は、1,000万円を限度として農林水産省が定める額を、農林水産省に支払わなければならない。

(12) 延滞金

- ① 受託事業体は、農林水産省に納付すべき政府所有米穀の販売代金、過受金、損害賠償金又は違約金（以下「元本」という。）について、官署支出官又は歳入徴収官が発行する納入告知書の納付期限までに納付しなかった場合は、当該未納額に対して納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、元本に対し、民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を延滞金として農林水産省に納付しなければならない。
- ② ①の規定にかかわらず、過受金の受領について、受託事業体に故意又は重

大な過失がある場合の延滞金の額は、その過受金の支払を受けた日から納付の日までの日数に応じ、民法第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を延滞金として農林水産省に納付しなければならない。

- ③ ①及び②の延滞金は、元本と同時に納付しなければならない。
- ④ 歳入徴収官は、受託事業体から納付された金額が元本と延滞金の合計額に満たない場合は、まず延滞金に充当し、次いで元本に充当するものとする。
- ⑤ 歳入徴収官は、④による充当後の元本の未納額については、受託事業体に対し納付書を発行するものとし、受託事業体はこの納付書の定めるところによって納付しなければならない。

(13) 契約解除

- ① 農林水産省は、受託事業体が本契約に基づく義務を履行しない場合において、農林水産省が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約の全部又は一部の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における契約に基づく義務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- ② 農林水産省は、受託事業体が次のいずれかに該当する場合は、①の催告をすることなく、直ちに契約の全部又は一部の解除をできるものとする。
 - ア 偽りその他不正の行為により落札者となった場合。
 - イ 公共サービス改革法第15条において準用する公共サービス改革法第10条第1号から第11号までのいずれかに該当することとなった場合。これらの規定の適用に当たっては、同法同条中「官民競争入札対象公共サービス」は「本業務」と、「公共サービス実施民間事業者」は「者」と読み替えるものとし、同法同条第1号の適用に当たっては、同号中の総務省令も適用があるものとする。
 - ウ 本契約に従って本業務を実施できなかった場合、又はこれを実施することができないことが明らかになった場合。
 - エ 本契約に基づく義務の全部又は一部の履行が不能であるとき。
 - オ 受託事業体が本契約に基づく義務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - カ 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託事業体が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - キ ウからカに定めるもののほか、受託事業体が本契約に基づく義務の履行をせず、農林水産省が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - ク ウからキまでに掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があった場合。
 - ケ 本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に

対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした場合。

コ 本契約に基づく指示に違反した場合。

サ 受託事業体の役員又は職員その他の本業務に従事している者が、本契約に違反して、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した場合。

シ 本契約の履行に関して米穀の流通に関する法令の規定に違反した場合。

(14) 談合等の不正行為に係る契約の解除

農林水産省は、本契約に関し、受託事業体が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

① 公正取引委員会が、受託事業体又は受託事業体の代理人（受託事業体又は受託事業体の代理人が法人である場合にあっては、その役員又は職員を含む。以下同じ。）に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行った場合、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行った場合又は独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行った場合。

② 受託事業体又は受託事業体の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起された場合。

(15) 属性要件に基づく契約の解除

農林水産省は、受託事業体が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、本契約を解除することができる。

① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(16) 行為要件に基づく契約の解除

農林水産省は、受託事業体が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 偽計又は威力を用いて業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

(17) 再委託契約等に関する契約解除

- ① 受託事業体は、契約後に再委託先が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再委託先との契約を解除し、又は再委託先に対し当該解除対象者（再委託先）との契約を解除させるようにしなければならない。
- ② 農林水産省は、受託事業体が再委託先が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託先の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託先との契約を解除せず、若しくは再委託先に対し当該解除対象者（再委託先）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(18) 契約解除時の取扱い

- ① (13)から(17)までのいずれかに該当し、契約を解除した場合は、受託事業体は、農林水産省から、契約期間の開始の日から当該解除の日までの期間に係る委託費の支給を受ける。
- ② この場合、受託事業体は、委託費の限度額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額の100分の10に相当する金額を違約金として農林水産省が指定する期間内に納付しなければならない。

また、本契約において約定する談合等の不正行為が明らかとなった場合は、上記の違約金相当額のほか、更に、委託費の限度額の100分の5に相当する額を、違約金として農林水産省が指定する期日までに支払わなければならない。

(19) 契約終了時の措置

受託事業体は、本契約が解除又は期間満了により終了する際に保管している政府所有米穀を、農林水産省の指示に従って引き渡さなければならない。

(20) 契約変更

農林水産省及び受託事業体は、経済事情の変動、政府所有米穀の安全に関する規制の変更その他やむを得ない事由により、この契約を変更する必要があると認めた場合は、双方協議の上、契約の変更を行うものとする。

(21) 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、受託事業体と農林水産省が協議するものとする。

第9 業務実施民間事業者が業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該業務実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項

受託事業体その他本業務に従事する者が、故意又は過失により、当該業務の受益者等の第三者に損害を与えた場合は、次に定めるところによるものとする。

- 1 農林水産省が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき、当該第三者に対する賠償を行った場合は、農林水産省は受託事業体に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存する場合は、農林水産省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- 2 受託事業体が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき、当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存する場合は、受託事業体は農林水産省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

第10 その他業務の実施に関し必要な事項

- 1 農林水産省の検査・監督体制
 - (1) 本業務の契約に係る検査・監督は、契約担当官が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他適切な方法により行うものとする。
 - (2) 本業務の実施状況に係る検査・監督は、第8の2から5までにより行うものとする。
- 2 受託事業体が負う可能性のある主な責務等
受託事業体は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第25条及び第26条に基づき、会計検査院の実地の検査を受け、同院から直接又は農林水産省を通じて、資料・報告等の提出を求められ、又は質問をされた場合は、これに応じなければならない。

政府所有米穀の販売等業務企画書

1 政府所有米穀の保管運送等業務及び販売に係る実施体制に関する計画

■ 以下の項目について、図等を用いて記載すること。

① 政府所有米穀の保管運送等業務に関する計画

政府所有米穀の保管運送等業務(本実施要領第3の1(8)に掲げる業務)を自ら実施する場合は、保管運送等業務を実施するに際しての体制図を記載するとともに、参加資格を証する書類を添付する。なお、政府所有米穀の保管運送等業務の全部又は一部を再委託することとしている場合は、再委託先が実施する政府所有米穀の保管運送等業務について、関係図を記載すること。

② 政府所有米穀の販売に係る実施体制の整備に関する計画

政府所有米穀の販売に当たっての体制図(全国を網羅する販売の拠点又は販売網)を記載すること。

① 政府所有米穀の保管運送等業務に関する計画

② 政府所有米穀の販売に係る実施体制の整備に関する計画

2 業務実績			
<p>■ 本実施要領第1の2の業務のうち自ら行う業務について、過去3年間の実績を記載し、直前1年間の業務実績を証する書類(売買契約書、寄託契約書、倉荷証券、運送契約書、送り状等)を添付すること。 (業務実績は、政府所有米穀に限らず、民間流通米の実績も可とする。)</p>			
(1)米穀の販売業務			
年度	取引の相手方 (販売先)	時期	業務実績 (販売数量)
(2)米穀の保管業務			
年度	取引の相手方 (発注者)	時期	業務実績 (保管数量)
(3)米穀の運送業務			
年度	取引の相手方 (発注者)	時期	業務実績 (運送数量)

